

# 国立大学法人高知大学化学物質管理規則

令和6年6月26日  
規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における化学物質の管理について必要な事項を定め、化学物質の適正な使用及び自律的な管理を行うことを目的とする。

(法令との関係等)

第2条 化学物質の使用及び管理に関し、この規則に定めのない事項については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）その他関係法令（以下「関係法令等」という。）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 化学物質 元素及び化合物のうち、危険性又は有害性を有するものであって、かつ、関係法令等により指定されている物質（医療に用いる医薬品及び放射性物質を除く。）をいう。
- (2) ラベル表示等 安衛法第57条第1項の規定による表示及び同条第2項の規定による文書をいう。
- (3) SDS（安全データシート） 安衛法第57条の2第1項の規定による通知をいう。
- (4) 部局 各学系、各学部（附属施設を含む。ただし、各附属学校及び医学部附属病院を除く。）、各附属学校、医学部附属病院、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、各機構、各室及び事務局をいう。
- (5) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、関係法令等において使用する用語の例によるものとする。

(学長等の責務)

第4条 学長は、本学における化学物質管理の最高責任者として、関係法令等及びこの規則の定めるところに従い、化学物質管理に関し必要な措置を講じるものとする。

2 国立大学法人高知大学職員労働安全衛生管理規則第7条に定める総括安全衛生管理者

は、当該地区における化学物質管理に関する業務を総括管理する。

- 3 部局長は、当該部局における化学物質の管理を総括し、化学物質による安全衛生上の危害、盗難、紛失、環境汚染等の防止に努めなければならない。

(化学物質管理者)

第5条 化学物質を取り扱う部局に、当該部局における化学物質の管理を行うために、化学物質管理者を置く。

- 2 化学物質管理者は、当該部局に所属する化学物質を取り扱う職員のうちから、部局長が選任する。

- 3 部局長は、化学物質管理者を選任したときは、その都度所定の報告書により学長に報告し、当該化学物質管理者の氏名を当該部局の見やすい箇所に掲示すること等により化学物質を取り扱う職員及び学生等（以下「化学物質取扱者」という。）に周知しなければならない。化学物質管理者を変更又は廃止した場合も同様とする。

- 4 化学物質管理者は、次の各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。

- (1) ラベル表示等及びSDS（安全データシート）に関すること。
- (2) 化学物質に係るリスクアセスメントの実施に関すること。
- (3) リスクアセスメントの結果等に基づく化学物質取扱者がばく露される程度を最小限度にする措置の内容及びその実施に関すること。
- (4) 前号の規定により講じた措置についての化学物質取扱者の意見の聴取に関すること。
- (5) 前3号に係る記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- (6) 化学物質取扱者への教育に関すること。
- (7) 化学物質を原因とする労働災害又は事故が発生した場合の対応に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、化学物質の管理に必要な業務に関すること。

(化学物質取扱責任者)

第6条 化学物質を取り扱う部局に、化学物質を取り扱う研究室等の教育研究等の実施単位その他の化学物質の管理の実態を把握できる単位ごとに、化学物質取扱責任者を置く。

- 2 化学物質取扱責任者は、化学物質を取り扱う職員のうちから、部局長が選任する。
- 3 部局長は、化学物質取扱責任者を選任したときは、その都度所定の報告書により学長に報告しなければならない。化学物質取扱責任者を変更又は廃止した場合も同様とする。
- 4 化学物質取扱責任者は、前条第1項に定める化学物質管理者と兼ねることができる。

5 化学物質取扱責任者は、化学物質管理者の下で当該単位における前条第4項各号に掲げる化学物質の管理に係る業務を行う。

6 化学物質取扱責任者は、リスクアセスメントの結果等に基づき、化学物質取扱者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、化学物質取扱者が使用する化学物質にばく露される程度を最小限度にしなければならない。

(保護具着用管理責任者)

第7条 化学物質を取り扱う部局において、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、化学物質取扱者に保護具を使用させるときは、当該部局に保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、当該部局に所属する化学物質を取り扱う職員のうちから、部局長が選任する。

3 部局長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、その都度所定の報告書により学長に報告し、当該保護具着用管理責任者の氏名を当該部局の見やすい箇所に掲示すること等により化学物質取扱者に周知しなければならない。保護具着用管理責任者を変更又は廃止した場合も同様とする。

4 保護具着用管理責任者は、第5条第1項に定める化学物質管理者及び前条第1項に定める化学物質取扱責任者と兼ねることができる。

5 保護具着用管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること。
- (2) 化学物質取扱者の保護具の適正な使用に関すること。
- (3) 保護具の保守管理に関すること。

(化学物質取扱者の責務)

第8条 化学物質取扱者は、関係法令等及びこの規則を遵守するとともに、化学物質管理者及び化学物質取扱責任者の指示に従い化学物質を適正に取り扱わなければならない。

(安全衛生委員会)

第9条 安全衛生委員会は、化学物質の安全な取扱いに関する審議、調査等を行う。

(健康管理)

第10条 化学物質取扱者の健康管理は、国立大学法人高知大学職員労働安全衛生管理規則

に定めるところによる。

(緊急時の措置)

第 11 条 化学物質取扱者及び化学物質取扱責任者は、化学物質の盗難又は紛失の際は、直ちにその旨を化学物質管理者に報告し、その指示に従うものとする。

2 化学物質取扱者及び化学物質取扱責任者は、化学物質が飛散、漏えい又は地下等へのしみ込みにより、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに化学物質管理者へ報告するとともに、その危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。

3 化学物質管理者は、前 2 項の報告を受けたときは、直ちに部局長へ報告するとともに、危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 部局長は、前項の報告を受けたときは、直ちに総括安全衛生管理者及び危機管理を担当する理事に報告しなければならない。

5 前項の場合において、総括安全衛生管理者は、直ちに学長に報告するとともに、保健所、警察署、消防機関等の関係行政機関への届出等必要な措置を講じ、学長に措置内容及び結果を報告しなければならない。

(廃棄)

第 12 条 化学物質取扱責任者は、使用する見込みのない化学物質については、関係法令等に従い、速やかにかつ適正に廃棄しなければならない。

(移動及び譲渡)

第 13 条 化学物質取扱責任者は、研究室等の移動等に伴い化学物質を移動するとき、又は職員の異動等に伴い化学物質を職員間で譲渡するときは、事故、保健衛生上の危害、盗難及び紛失を防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(教育)

第 14 条 化学物質管理者及び化学物質取扱責任者は、化学物質取扱者に対し化学物質の適正な使用及び管理に関する教育及び指導を行わなければならない。

(毒物及び劇物の管理)

第 15 条 化学物質のうち、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物及び劇物の管理については、国立大学法人高知大学毒物及び劇物管理規則に定めるところによる。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年6月26日から施行する。